

公表の対象となる建物(特定防火対象物)

～消防法施行令(昭和36年政令37号)別表第1より抜粋～

項	用途
1 項	イ 劇場・映画館・演芸場等
	ロ 公会堂・集会場
2 項	イ キャバレー・カフェー、ナイトクラブ等
	ロ 遊技場・ダンスホール
	ハ 風俗営業等施設
	ニ カラオケボックス等
3 項	イ 待合・料理店等
	ロ 飲食店
4 項	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗等
5 項	イ 旅館・ホテル・宿泊所等
6 項	イ 病院・診療所・助産所
	ロ 老人ホーム・障害者支援施設等入所施設
	ハ ディサービス等通所施設、保育園等
	ニ 幼稚園・特別支援学校
9 項	イ 蒸気浴場(サウナ・岩盤浴)
16 項	イ 特定用途のある複合施設
16 の 2 項	地下街
16 の 3 項	準地下街